

○岡崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月25日

条例第52号

改正 平成25年 3 月28日条例第 9 号

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律
の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第 7 条)

平成26年11月14日条例第38号

(岡崎市福祉の村条例及び岡崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例第 2 条)

平成29年 3 月27日条例第11号

(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び岡
崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例第
2 条)

平成30年 3 月23日条例第14号

(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び岡
崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例第
2 条)

目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条)

第 2 章 療養介護(第 4 条～第16条)

第 3 章 生活介護(第17条～第25条)

第 4 章 自立訓練(機能訓練)(第26条～第30条)

第 5 章 自立訓練(生活訓練)(第31条～第35条)

第 6 章 就労移行支援(第36条～第41条)

第 7 章 就労継続支援A型(第42条～第51条)

第 8 章 就労継続支援B型(第52条～第54条)

第 9 章 多機能型に関する特例(第55条)

第10章 雑則(第56条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者 障がい福祉サービスを利用する障がい者をいう。

(2) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(障がい福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障がい福祉サービス事業を行う者(以下「障がい福祉サービス事業者」という。)(次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)(は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(第10条第1項において「個別支援計画」という。))を作成し、これに基づき利用者に対して障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障がい福祉サービスを提供しなければならない。

2 障がい福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の

立場に立った障がい福祉サービスの提供に努めなければならない。

- 3 障がい福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 療養介護

(基本方針)

第4条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員)

第5条 療養介護の事業を行う者(以下「療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「療養介護事業所」という。)に置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
- (2) 医師
- (3) 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。)
- (4) 生活支援員
- (5) サービス管理責任者(障がい福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

- 2 前項に規定するもののほか、療養介護事業所の職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(規模)

第6条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(定員の遵守)

第7条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(構造設備)

第8条 療養介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮された

ものでなければならない。

(設備の基準)

第9条 療養介護事業所の設備の基準は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

(療養介護の取扱方針)

第10条 療養介護事業者は、療養介護に係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第11条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(機能訓練)

第12条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(相談及び援助)

第13条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助

言その他の援助を行わなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第14条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第15条 療養介護事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(苦情解決)

第16条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

第3章 生活介護

(基本方針)

第17条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作

的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員)

第18条 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)に置くべき職員は、次のとおりとする。

(1) 管理者

(2) 医師

(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)

(4) 理学療法士又は作業療法士(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に限る。)

(5) 生活支援員

(6) サービス管理責任者

2 前項第4号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、生活介護事業所の職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(規模)

第19条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された区域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

(設備の基準)

第20条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

(サービス提供困難時の対応)

第21条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第22条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 6 生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第23条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備^{じん}の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第24条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第25条 第7条、第8条、第10条及び第13条から第16条までの規定は、生活介護の事業について準用する。

第4章 自立訓練(機能訓練)

(基本方針)

第26条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員)

第27条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
- (2) 看護職員
- (3) 理学療法士又は作業療法士
- (4) 生活支援員
- (5) サービス管理責任者

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、自立訓練(機能訓練)事業所の職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(地域生活への移行のための支援)

第28条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第37条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障がい福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(訓練)

第29条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練(機能訓練)事業者は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練(機能訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該自立訓練(機能訓練)事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(準用)

第30条 第7条、第8条、第10条、第13条から第16条まで及び第19条から第21条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第5章 自立訓練(生活訓練)

(基本方針)

第31条 自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員)

第32条 自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(生活訓練)事業所」という。)に置くべき職員は、次のとおりとする。

(1) 管理者

(2) 生活支援員

(3) 地域移行支援員(宿泊型自立訓練(施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を行う場合に限る。)

(4) サービス管理責任者

2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、自立訓練(生活訓練)事業所の職員に関し必要な基準は、

規則で定める。

(規模)

第33条 自立訓練(生活訓練)事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、山村振興法第7条第1項の規定により指定された区域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練のみを行うものを除く。)については、10人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う自立訓練(生活訓練)事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)に係る20人以上(前項ただし書の市長が認める地域において事業を行うものにあつては、10人以上)の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第34条 自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、居室の基準は、次に定めるとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

3 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)でなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する

者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

5 第1項及び第2項に規定する設備(居室を除く。)の基準は、規則で定める。

(準用)

第35条 第7条、第8条、第10条、第13条から第16条まで、第21条、第28条及び第29条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第6章 就労移行支援

(基本方針)

第36条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の9に規定する者に対して、施行規則第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員)

第37条 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
- (2) 職業指導員
- (3) 生活支援員
- (4) 就労支援員
- (5) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、就労移行支援事業所の職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第38条 前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所(以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
- (2) 職業指導員
- (3) 生活支援員
- (4) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、認定就労移行支援事業所の職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(認定就労移行支援事業所の設備)

第39条 第41条において準用する第20条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(通勤のための訓練の実施)

第39条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第40条 就労移行支援事業者は、利用者が次条において準用する第10条第1項の就労移行支援に係る個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障がい者就業・生活支援センターをいう。第50条において同じ。)及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第41条 第7条、第8条、第10条、第13条から第16条まで、第19条から第21条まで、第23条、第24条及び第29条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。

第7章 就労継続支援A型

(基本方針)

第42条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供

するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員)

第43条 就労継続支援A型の事業を行う者(以下「就労継続支援A型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労継続支援A型事業所」という。)に置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
- (2) 職業指導員
- (3) 生活支援員
- (4) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、就労継続支援A型事業所の職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(規模)

第44条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第47条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10人を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び9人を超えてはならない。

(設備の基準)

第45条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

3 第1項に規定する設備の基準は、規則で定める。

(実施主体)

第46条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援

A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第47条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第48条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第49条 就労継続支援A型事業者は、第47条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 3 就労継続支援A型事業者は、第47条第2項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 4 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第50条 就労継続支援A型事業者は、利用者が次条において準用する第10条第1項の就労継続支援A型に係る個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第51条 第7条、第8条、第10条、第13条から第16条まで、第21条及び第29条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。

第8章 就労継続支援B型

(基本方針)

第52条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第53条 就労継続支援B型の事業を行う者(以下この条において「就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額(第4項において「工賃の平均額」という。)は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県及び市に報告しなければならない。

(準用)

第54条 第7条、第8条、第10条、第13条から第16条まで、第19条、第21条、第23条、第29条、第43条、第45条及び第50条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第50条第1項中「次条」とあるのは「第54条」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第55条 多機能型による生活介護事業所(第1号において「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(同号において「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(第2号において「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(第1号において「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(第3号において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(同号において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下この条において「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。) 6人以上
- (2) 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が6人以上とする。
- (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

第10章 雑則

(規則への委任)

第56条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成18年10月1日前に存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の8に規定する知的障がい者通勤寮について、第34条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「1人」とあるのは「4人以下」と、同項第2号中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。

附 則(平成25年3月28日条例第9号抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月14日条例第38号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。